〈修正案〉 带広市地域防災計画 (地震災害編) 新旧対照表

令和6年(2024年)2月

带広市防災会議

う

頁		現 行(令和5年2月)			修 正 案 (令和6年2月)	備考
目次		(理各)			(퍼各)	
8	211	災害救助法の適用計画		第31節	災害救助法の適用計画	記載事項の追
	1	実施責任者	· 187	1	実施責任者	加・移動に伴う
	2	災害救助法の適用基準	· 187	2	災害救助法の適用基準	修正
	3	災害救助法の適用手続	· 187	3	災害救助法の適用手続	
	4	救助の実施と種類	· 187	4	救助の実施と種類 187	
	5	基本法と救助法の関連	189	5	基本法と救助法の関連	
	第32節	障害物除去計画	. 191	第32節	障害物除去計画 ······ <u>193</u>	
	1	実施責任	. 191	1	実施責任 ······ <u>193</u>	
	2	障害物除去の対象	. 191	2	障害物除去の対象 ······ <u>193</u>	
	3	障害物除去の方法	. 191	3	障害物除去の方法 ········ <u>193</u>	
	4	障害物の集積場所	. 191	4	障害物の集積場所 ······ <u>193</u>	
目次	5	放置車両の除去	. 191	5	放置車両の除去 ······ <u>193</u>	
9		飼養動物対策計画		第33節	A NA SECRETARIA DE LA CONTRACTOR DE LA C	
	1	実施責任	. 193	1	実施責任	
	2	飼養動物の取扱い	. 193	2	飼養動物の取扱い	
	第34節	被災者援護支援	· 195			
	4		· <u>195</u>			
	2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	第4章 災	害復旧計画		第4章 災害	害復旧 <u>·被災者援護</u> 計画	
				第1節	災害復旧計画 … 197	
	1	実施責任者	. 197	1	実施責任者	
	2	復旧事業計画の概要	197	2	復旧事業計画の概要 … 197	
	3	災害復旧予算措置	. 197	3	災害復旧予算措置 ····· <u>198</u>	
	4	激甚災害	. 197	4	激甚災害 ······ <u>198</u>	
				第2節	被災者援護支援	
	_			<u>1</u>	罹災証明書の交付 201	
	_			2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	
	第5章 日	本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画		第5章 日本	本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
	hohe a hohe -	6ADI	0.01	hote of hote 1	WADI	
	第1節		-		総則	
		推進計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			推進計画の目的	
		防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務			防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務 203	
		地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第2節 均	也震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	
	1	建築物、構造物等の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	建築物、構造物等の耐震化	
	2	避難場所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2	遊難場所の整備	
	3	避難路の整備		3	避難路の整備	
	4	消防用施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4	消防用施設の整備	
		緊急輸送を確保するために必要な道路の整備			緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 ······· <u>204</u>	
	6	通信施設の整備	202	6	通信施設の整備 ····· <u>204</u>	
	第3節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	· <u>203</u>	第3節 「	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ······ <u>205</u>	
	1	避難の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>203</u>	1	避難の確保	

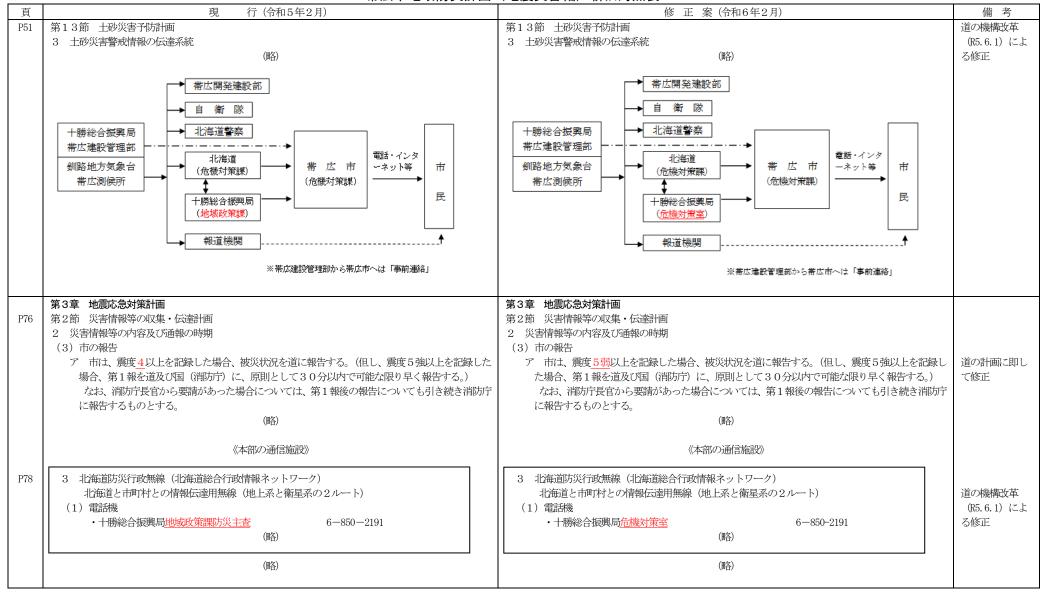
頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
目次	2 避難場所における救護	2 遊蝉場所における救護	記載事項の追
9	3 災害時要援護者の避難支援	3 災害時要援護者の避難支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加・移動に伴う
	4	4	修正
	5 意識の普及啓発等	5	
	6 消防機関等の活動 204	6 消防機関等の活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7 水防管理団体等の措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 水防管理団体等の措置 206	
	8 電気、ガス、通信、放送関係 ····································	8 電気、ガス、通信、放送関係 ····································	
	9	9	
	10 交通対策	10 交通対策	
	1 1 市自らが管理又は運営する施設に関する対策 ························· 206	1 1 市自らが管理又は運営する施設に関する対策 ······· 208	
	12 讯速な救助	12 迅速な救助	
	第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項	第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項	
	1 資機材、人員等の配備手配 208	1 資機材、人員等の配備手配 210	
	2 物資の備蓄・調達 208	2 物資の備蓄・調達 2 1 0	
	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する	
	事項	事項	
	1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 ······· 209	1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 ··············· 2 1 1	
	2 注意を呼びかける期間 ····································	2 注意を呼びかける期間 ····································	
	3 市のとるべき措置 ····································	3 市のとるべき措置 ····································	
	第6節 防災訓練に関する事項	第6節 防災訓練に関する事項	
	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 ··················· 213	
	 市職員等に対する教育 ····································	1 市職員等に対する教育 ························· <u>213</u>	
	2 地域住民等に対する教育・広報 ················ <u>211</u>	2 地域住民等に対する教育・広報	
Di	萨 4 		************************************
P1	第1章 総則	第1章 総則	道の計画の修正
	第1節 計画の目的	第1節 計画の目的	に併せて修正
	この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第42条の規定	この計画は、災害対策基本法(昭36年法律223号)第42条の規定及び日本海溝・千島海港周辺海溝	
	に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必	型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法という。」に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防	
	要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ	<u>という。</u> に基づき、帝広川にわける地震火害の防火利泉に関し、必要な抑制を確立することもに、防 災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民	
	計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	



頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	道のチェックリ
P27	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画	ストによる修正
	(略)	(略)	(道の計画に準
	1 食料等の確保	1 食料等の確保	拠して記載を追
	(略)	(略)	加)
		2 防災資機材の整備	
		道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電	
		機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、	
		道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。	
	2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	
	(略)	(職各)	
	3 企業・業界団体との優先供給協定の締結	4 企業・業界団体との優先供給協定の締結	
	(略)	(無各)	
P30	第6節 相互応援 体制整備計画	第6節 相互応援 (受援) 体制整備計画	道のチェックリ
	大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の	災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急若しくは災害復旧の実施に際し他の者	ストによる修正
	応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める	(道の計画に準
		ものとする。	拠して記載を追
		また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏	加)
		まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。	
	1 基本的な考え方	1 基本的な考え方	
	市及び防災関係機関は、地震災害時に 迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常	災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相	
	時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策	互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務	
	に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な	については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者	
	民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。	の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。	
	また、地震災害が発生した際」に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応	また、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、	
	援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災	応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務	
	関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるようマニュアルを作成するな	計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制	
	ど、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職	を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。	
	員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や		
	応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるも		
	<u>のとする。</u>		
	2 相互応援 体制の整備	2 相互応援 (受援) 体制の整備	
		帯広市	
	(1) 市は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の	(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日ご	
	交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、受援体制を整えておくものとす	ろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹	
	<u>5.</u>	底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。	
	(2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、	(2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協	
	災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくもの	定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものと	
	<u>とする。</u>	<u>する。</u>	
	災害時に、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の	(3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提	
	提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互	供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応	
	応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時	援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時	

	市広中地域防火計画(地震火音柵)利口対照収								
頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考						
P30	被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。	被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。	道のチェックリ						
			ストによる修正						
		消防機関	(道の計画に準						
		道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防	拠して記載を追						
		援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。	加)						
		防災関係機関等							
		あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役							
		割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を調えておくものとする。							
	<u> </u>	3 災害時におけるボランティア活動の環境整備							
		(1) 道及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとと							
		もに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するも							
		<u>のとする。</u>							
		_ (2) 道、市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協							
		議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよ							
		う、その活動環境の整備を図るものとする。							
		_ (3) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避							
		難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、							
		防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等につい							
		て意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。							
		砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害							
		廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に							
		努めるものとする。							

頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
P36	第8節 避難体制整備計画	第8節 避難体制整備計画	VIII 3
100	(略)	(略)	
	2 避難場所・避難所等の確保	2 避難場所・避難所等の確保	
	(略)	(略)	道のチェックリ
	(1) 指定緊急避難場所	(1)指定緊急避難場所	ストによる修正
	市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所とし	市は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ご	(道の計画に準
	て、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊	とに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。	拠して記載を修
	急避難場所として指定するものとする。		正)
	(略)	(略)	
P38	3 避難場所・避難所等の住民への周知	3 避難場所・避難所等の住民への周知	
	((略)	
	(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知	(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知	
	市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険	市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険	
	が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指	が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指	
	定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、	定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、	
	印刷 物 の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
		また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件	一般災害編の修
		等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な	正に併せて修正
		場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢と	
		してあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	
	(町各)	(略)	
P40	6 防災上重要な施設の管理等	6 防災上重要な施設の管理等	
	学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係	学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係	国の通知(「指定
	職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。	職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。	避難所における
	ア 避難する場所(避難場所、避難所)	ア 避難する場所(避難場所、避難所)	防災機能設備等
	イ経路	イ経路	の強化の推進に
	ウ 移送の方法	ウ 移送の方法	ついて」令和5
	エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法	エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法	年7月12日付)
	オ保健、衛生及び給食等の実施方法	オ保健、衛生及び給食等の実施方法	を踏まえた修正
	カ _ 暖房及び発電機の燃料確保の方法	カ 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法	
P41	第9節 災害時要援護者対策計画	第9節 災害時要援護者対策計画	防災基本計画と
L41	1 安全対策	1 安全対策	の整合のため修
	1 女主内水 (1) 市の対策	1 女主列東 (1) 市の対策	正
	市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から災害時要援護者に	(1)	-11-
	関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、	関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、	
	ティー ディー・ディー アイ・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー		
	体の両方で保管する	体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討	
	等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。	する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。	
		<u> </u>	
1			

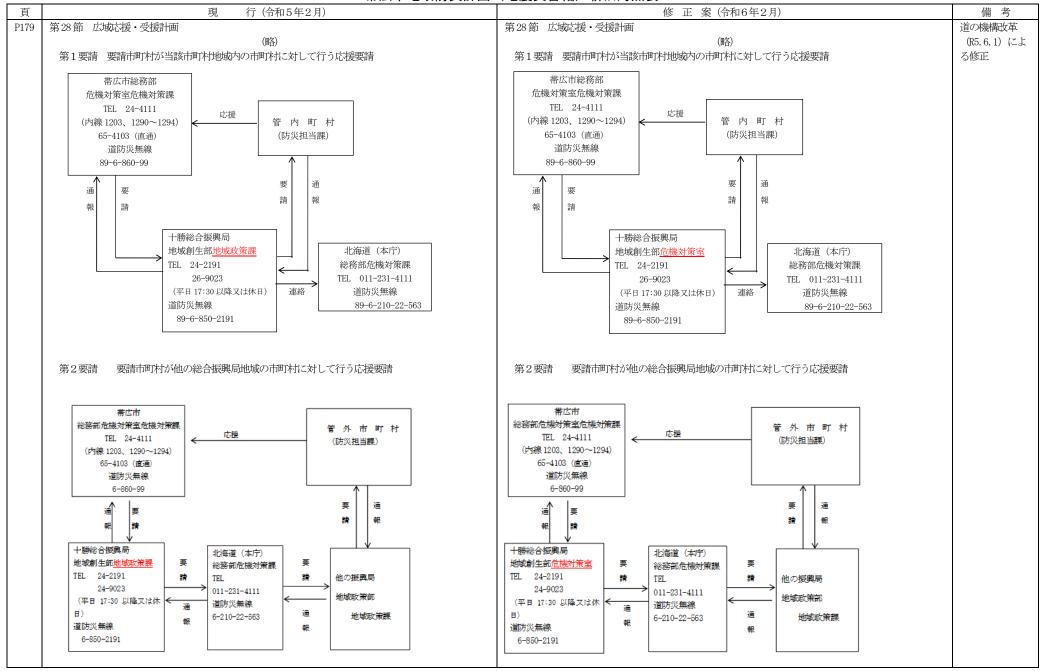


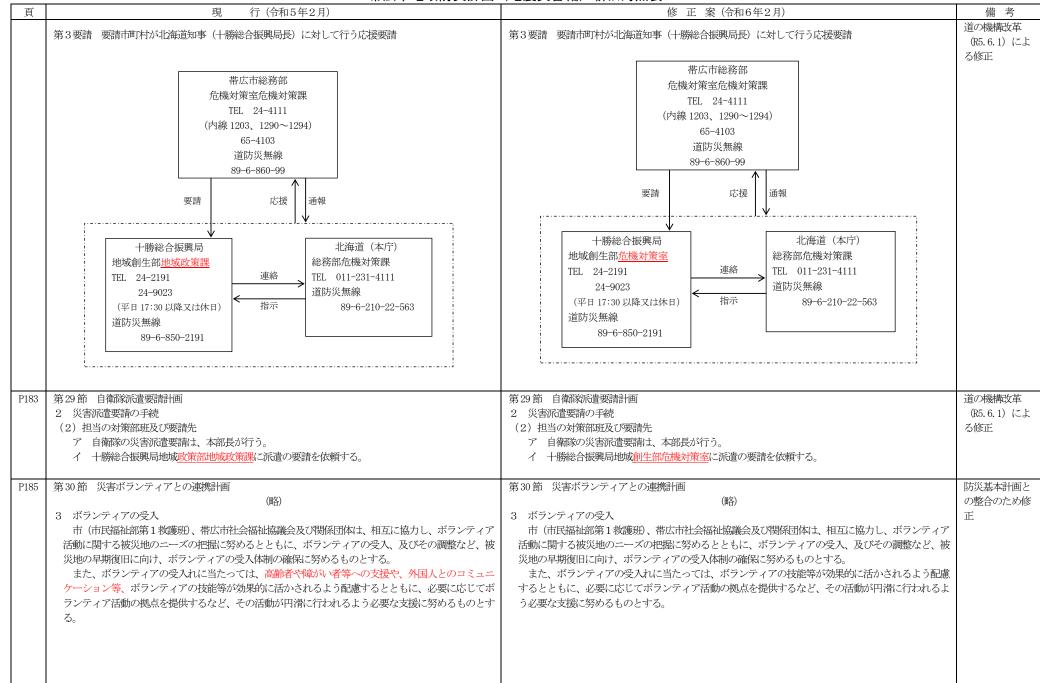
	带	(地震災害編)新旧対照表	
頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
P80	災害情報・被害状況報告取扱要領	災害情報・被害状況報告取扱要領	道のチェックリ ストによる修正 (道の計画に準
	市町村長は、 <mark>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</mark> 、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を十勝総合振興局長に報告するものとする。 (略) 2 報告の種類及び内容 (1) 災害情報 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> は、別表1の様式により速やかに報告すること。	う。)を十勝総合振興局長に報告するものとする。 (略) 2 報告の種類及び内容 (1) 災害情報 <u>災害時</u> は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項	拠した修正)
	この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。 (略)	を逐次報告すること。 (略)	
	第4節 避難対策計画 (略)	第4節 避難対策計画 (略)	
	1 避難実施責任者及び措置内容	1 避難実施責任者及び措置内容	
	() () () () () () () () () ()	(道のチェックリ
P94	(5) 自衛官(災害派遣を命ぜられた自衛官)(自衛隊法第94条)	(5) 自衛官 (災害派遣を命ぜられた自衛官) (自衛隊法第94条)	ストによる修正 (道の計画に準
1 34	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は <mark>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</mark> において、市長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。 (略)	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は <mark>災害時</mark> において、市長等、警察官がその場にいないとき に限り、次の措置をとることができる。 (略)	拠した修正)
Dog	7 避難所の開設	7 避難所の開設	
P96	(1) 市は、発災時及び災害発生の恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。	(1) 市は、発災時及び災害発生の恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、	一般災害対策編 と記載をそろえ るための修正
	また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 <u>必要に応じ</u> 、あらかじめ指定された施設以外の施設について も、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。	災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 指定避難所だけでは施設 が量的に不足する場合には、 あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得 て避難所として開設するものとする。	
	選難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・	(2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・	
	旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多	旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多	
	様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害 時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多	様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害 時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様	
	様な避難所 <u>の確保に努めるものとする。</u>	な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。	
		(3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	
	(2) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	(4) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 (5) 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるもの	
		として当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備 等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。	
	(3) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	(6) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	
		<u>(7) 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含</u>	

	市伍印地域例久前画		/##: + /
頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
		め、効果的な情報発信の手段について検討する。_	一般災害対策編
		_(8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状	と記載をそろえ
		況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	るための修正
P96	8 避難所の運営管理等	8 避難所の運営管理等	
	(略)	(略)	
	(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食	(3) 市は、各選挙所の適切な運営管理を行うものとする。この際、選挙場所における情報の伝達、食	
	料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営につい	料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営につい	
	て専門性を有した 外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要	て専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるととも	防災基本計画と
	に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。	に、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。	の整合のための
	また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう	また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう	修正
	配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよ	配慮しつつ、被難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよ	
	う、その立ち上げを支援するものとする。	う、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する</u>	
		地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するもの	
		<u>とする。</u>	
	(厩各)	(町各)	
	(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努	(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努	
	めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じ	めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じ	
	るものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、	るものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健	
		関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの	
		配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等とのの定期的な情報交換や避難生	
	報交換 に努めるものと	活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	
	to	また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻	
	また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻	度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況な	
	度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況な	ど、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとす	
	ど、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとす	් දිං	
	వ <u>్</u>	また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	
	また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。		
P110	第7節 災害警備計画	7節 災害警備計画	
	(略)	(略)	
	3 災害時の警察活動	3 災害時の警察活動	
	(2) 警備体制の確立	(2) 警備体制の確立	
	(区) 音油中中107年立	(服务)	道のチェックリ
	·	(H)	
	また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれ	また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応	ストによる修正
	<u>がある場合</u> は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。	援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。	(道の計画に準
	((拠した修正)
			•

頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
具	第8節 交通応急対策計画	第8節 交通応急対策計画	事前届出制度が
	(略)	(略) (略)	乗削油山間浸が 廃止され、発災
	, T	3 緊急輸送のための交通規制	
	3 緊急輸送のための交通規制	- 3/48/11/2017	前においても緊
	(略)	(略)	急通行車両の確
	(2) 緊急通行車両の確認手続き	(2) 緊急通行車両の確認手続き	認手続を実施す
	((백各)	ることが可能に
P115	オ <u>事前届出制度</u> の普及等	オ 発災前確認手続の普及等	なったことによ
	道、市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付され	道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交	る修正
	るよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制	付のための <u>確認手続きを発災前に行うことができる旨</u> 周知を行うとともに、自らも <u>発災前の手</u>	
	<u>度の</u> 周知を行うとともに、自らも <mark>事前届出</mark> を積極的に <u>する</u> など、その普及を図るものとする。	<u>続き</u> を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	
P125	第10節 消防防災ヘリコプター活用計画	第10節 消防防災ヘリコプター活用計画	
	(略)	(厩各)	
	2 緊急運航の要請	2 緊急運航の要請	道のチェックリ
	市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、	市長は、 <mark>災害時</mark> で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災へリコプター緊急運航	ストによる修正
	「北海道消防防災へリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請をするものとする。	要領」に基づき、知事に対し運航の要請をするものとする。	(道の計画に準
	((拠した修正)
P126	7 救急患者の緊急輸送手続等	7 救急患者の緊急輸送手続等	
	(2) 救急患者の緊急搬送手続き	(2) 救急患者の緊急搬送手続き	
	ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又	ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又	
	は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事(総務部危機対策局危機	は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事(総務部危機対策局危機	道の機構改革
	対策課防災航空室)に対して消防防災へリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局(地	対策課防災航空室)に対して消防防災へリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局(地	(R5. 6. 1) によ
	域政策部地域政策課)及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。	域削生部危機対策室)及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。	る修正
	WANTED WATER OF BEETING OF STORY	る。 の	عدواه
P149	第16 節 電力施設災害応急計画	第16 節 電力施設災害応急計画	北海道電力ネッ
1 143	(略)	(略)	トワークの支店
	1 電気施設	1 電気施設	体制の変更
	1 電スルの 地震災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の確保のた	1 电×2000 地震災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の確保のた	(R5.4.1) に伴
	地震及音により電気地域に被害が主し、人は発生するおされがある場合、人中・印式生活が確保がため、北海道電力㈱帯広支店、北海道電力ネットワーク(株)帯広支店は各設備に有効な予防対策、二	地震火害により電気地域に被害が主し、人は発生するおされがある場合、人中・川犬生活が維味がため、北海道電力㈱帯広支店、北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は各設備に有効な予防対	(K5.4.1) (二年 う修正
	め、14年10年7月20日、14年10日の日本の1970年の1980	お、 1に毎旦电力体では文店、北海坦电力イットソーク (株) <u>11年が沿</u> 文店は合歓順に有効は140対 策、二次災害発生の防止対策、及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持する	ノル
	次次音光生の内止対束、及び迷やから心思復向対束を講し、公共施設としての機能を維持することとする。	東、二次次音発生が7月正列東、及び速や70%が記憶日列東を講し、公共配設としての7機能を維持する こととする。	
	, = 0	こととする。 (1) 非常態勢	
	(1) 非常態勢		¥0.7 20
	ア 非常災害対策 <u>帯広</u> 支店支部の設置	ア 非常災害対策道東統括支店支部の設置	道のチェックリ
	(ア) 非常 <u>災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれがある場合</u> には、迅速かつ適切な予防、	(ア) 非常 <mark>災害時</mark> には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織 <u>道東統</u>	ストによる修正
	復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織 <mark>帯広</mark> 支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災	括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策 <u>道東統括</u> 支店支部」を設置し、非常態勢	道の計画に準
	害対策 <u>帯広</u> 支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。	を発令する。	拠した修正)

頁	 I		現	行(令和	15年9日		区印地场例灭計画		7 101 11 7 3 7		宏 (会和	16年9 E	∃)		備考
P153	第18節 通信施	耐災生成負針		11 (134)	10年4月	1/		修正案(令和6年2月) 第18節 通信施設災害応急対策計画							道のチェックリ
1 100		四文火音ル心心	水川凹	(略)				(略)							ストによる修正
	1 1 非党能勢 ((公主分等 木空空	色の設置)	(40)				1 非常態勢 (公宝公舍 木实区	生の設置)	(四日)				(道の計画に準
	1 非常態勢(災害対策本部等の設置) (1)災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて「災害対策本部」を							(1) 災害時は			立て、お記品	畳むる			拠した修正)
	(1) <u>火音が光</u> する。	土し、人は火き	THE THE THE	J CA UNTAN	<u> 37777 ロ</u> 1 みへ	必安に心して	「火台刈水平印」で以直	(1) <u>Mani</u> (2)	必安に心し	() 人口人	1X17. [117.	ユリ つ 。			1/2 U/C SIL/
	ァッショ 1														
	1														
	1														
P162	第22節 廃棄物	加州李斗雨						第22節 廃棄物	加那竺針面						
1102	7 清掃など施							7 清掃など施							
	(1) ごみ処理							(1) ごみ処理							
	名称		在 地	処理区分	処理方法	生 処理能力	電話番号	名称		在 地	処理区分	加和一大	去 処理能力	電話番号	
	47 77	721 1	工地	可燃物	+		电时能力	4 47	771 1	工地	可燃物			电时留 7	
	1 2 10 10 2 2 3 3	## ##*** *	4 2 11.4 - 7.11	*******	焼却	330t/D	05.0550	210.10.2.2.2.2.2	## **** *****	, & II. , TD		焼却	330t/D	05.0550	
	くりりんセンター	一	1条北4丁目	不燃物	破砕	110t/5h	37-3550	くりりんセンター	一	4条北4丁目	不燃物	破砕	110t/5h	37-3550	
				大型ごみ	1920	1100, 011					大型ごみ	19251	1100, 011		
	一般廃棄物			焼却灰			37–3550	一般廃棄物			焼却灰			37–3550	
	最終処分場	池田町字美	加登 279-10	破砕物	埋立	311, 200 <u>m</u> ²	(くりりんセンタ	最終処分場	池田町字美	急加登 279-10	破砕物	埋立	311, 200 <u>m</u> ³	(くりりんセンタ	誤記の修正
	120,000,000						<u>—</u>)	1701 0 - 50 3 33						<u>—</u>)	H/4HG+ > 19544
	1			(略)							(略)				
	8 清掃車両保							8 清掃車両保							
	1	ごみ収集車	その他車両	し尿収	集車	摘	要		ごみ収集車	その他車両	し尿収	集車	摘	要	
	直営	<u>8</u> 台	1台					直営	<u>4</u> 台	1台					
	委託業者	<u>14</u> 台	10 台	5台	¬`		資源委託4社	委託業者	<u>21</u> 台	10 台	5 台	-		資源委託4社	時点修正
	213/11				ı	し尿委託2社		210101					し尿委託2社		
	許可業者	99 台	692 台	18 7	台	委託業者含む。		許可業者	99 台	751 台	<u>32</u> 7	<u> </u>	委託業者含む。		
				<u> </u>				81 33161		<u></u> H	<u>==</u> ,	-			
	Ì														
	Ì														
	Ì														
	1														
	1														
	1														
	1														
	1														
	1														
	İ														
	İ														
	İ														
	İ														
	İ														
	Ì														
								1							





頁		現 行(名	令和5年2月)	四(地展火音桶)机	修 正 案 (令	和6年2月)	備考
	第31節 災害救助法の			第31節 災害救助法の			*****
	I	()	恪)		(H ₁	各)	
	4 救助の実施と種類			4 救助の実施と種類			
	1		各)		(H ₁	各)	
P188	(1) 災害が発生した場			(1) 災害が発生した			道の計画の修正
	救助の種類	<u>実施期間</u>	実施者区分	救助の種類	主な対象者	実施者区分	に併せて修正
	避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部	避難所の設置(供与)	・災害により現に被害を受	市町村・日赤道支部	
					け、又は受けるおそれのある		
	,				者		
	,				災害が発生するおそれの	市町村	
	,				ある場合において、被害を受		
	,				けるおそれがあり、現に救助		
	,				を要する者		
	,						
	応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工	対象者、対象箇所の選定~市町村	応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出	対象者、対象箇所の選定: 市町村	
	,	建設工事完了後3ヶ月以内	設置~道(但し、委任したときは市町村)		し、居住する住家がない者で	設置:道(但し、委任したときは市町村)	
	,	※特定行政庁の許可を受			あって、自らの資力では住宅		
	,	けて2年以内に延長可能			を得ることができない者		
	,						
	炊き出しその他による	7日以内	市町村		避難所に避難している者又	市町村	
	食品の給与			食品の給与	は住家に被害を受け、若しく		
	,				は災害により現に炊事ので		
	,				きない者		
	飲料水の供給	7日以内	市町村	飲料水の供給	災害のために現に飲料水を	市町村	
	,				得ることができない者		
	,						
	被服、寝具その他生活		市町村		住家の全壊、全焼、流出、	市町村	
	必需品の給与又は貸与			必需品の給与又は貸与	半壊又は床上浸水、全島避難		
					等により、生活上必要な被		
					服、寝具、その他生活必需品		
					を喪失又は損傷等により使		
					用することができず、直ちに		
					日常生活を営むことが困難		
					<u>な者</u>		
	医療	14 日以内	医療班~道・日赤道支部(但し、	医療	災害により医療の途を失っ	救護班:道・日赤道支部(但し、	
			委任したときは市町村)		た者	委任したときは市町村)	
	<u> </u>	•			•		

		現 行(令和5年2月)		修 正 案 (令和6年2月)	備考
	助産	分娩の日から7日以内	医療班~道・日赤道支部(但し、	助産	災害発生の日以前又は以後教護班:道・日赤道支部(但し、	道の計画の値
			委任したときは市町村)		の 7 日以内に分べんした者 委任したときは市町村) であって、災害のため助産の	に併せて修
					途を失った者	
	<u>災害にかかった</u> 者の救	3 目以内	市町村	<u>被災</u> 者の救助	災害のため現に生命若しく市町村	
	出				は身体が危険な状態にある	
					者又は生死不明の状態にあ る者を捜索し、又は救出する	
					会有を技術し、又は秋山 9 つ 老	
	住字の広刍修	3か月以内(国の災害対	市町村	被災した住宅の広角修	学 災害のため住宅が半壊(焼)市町村	
		策本部が設置された場	111-14 1	理	又はこれに準ずる程度の損	
		合は、6か月以内)			傷を受け、雨水の進入等を放	
					置すれば住家の被害が拡大	
					するおそれがある者 など	
	学用品の給与	教科書等 1か月以内	市町村	学用品の給与	災害により住家の全壊市町村	
		文房具等 15 日以内	市町村		(焼)、流失、半嬢(焼)、又市町村	
					は床上浸水による損失若し くは損傷等により学用品を	
					使用することができず、就学	
					上支障のある小学校児童、中	
					学校生徒及び高等学校生徒	
					(幼稚園児、専門学校生、大	
					学生等(达対象外)	
	埋葬	10 日以内	市町村	埋葬	災害の際死亡した者を対象市町村	
					に、実際に埋葬を実施する者	
					に支給	
	遺体の捜索	10 日以内	市町村	遺体の捜索	災害のため現に行方不明の市町村	
					状態にあり、かつ、四囲の事	
					情により、すでに死亡してい ると推定される者を捜索す	
					3	
	遺体の処理	10 日以内	市町村・日赤道支部	遺体の処理	災害の際死亡した者に、肢市町村・日赤道支部	
	障害物の除去	10 日以内	市町村		体に関する処理(埋葬を除	
	生業資金の貸与		現在運用されていない		<u>く)をする</u>	
				障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水し	
	(2) 災害が発生するお	それがある場合		in the state of th	た住家であって、住居又はそ	
	救助の種類	実施期間	実施者区分		の周辺に運ばれた土石、竹木	
					等で一時的に居住できない	
		を開始した日から、災害が			状態であり、自力では当該障	
	し、野	見に救助の必要がなくなって	と日まで ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		害物を除去できない者	
1 1						1

頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
P188	(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期	2 核助の程度、方法及び期間	道の計画の修正
1100	間を延長することができる。	災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12	に併せて修正
	HISTORY OCCUPACION	条によるものとする。	(CI) C CISIL
		なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理	
		大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。	
		3 救助に必要とする措置	
		知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立	
		入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより	
		公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の	
		長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならな	
		V)	
		· · ·	
P195	第34節 被災者援護支援		
F195	另 3 日 1		
	(第4章第2節に移動)		
P197	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧 <u>·被災者援護</u> 計画	道の計画の構成
			と合わせるため
	本章は、災害の再発生を防止するとともに、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な	地震による災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行う	の修正
	改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とするため、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、	ことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。	
	被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。	このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状	
		況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり	
		等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定	
		め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。 併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分によ	
		り適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。	
		<u> </u>	防災基本計画の
		マネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細	修正を踏まえた
		やかな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した	修正(災害ケー
		きめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるもの	スマネジメン
		275°	F)
			. ,
		第1節 災害復旧計画	道の計画と表記
	1 実施責任者	1 実施責任者	を統一
	市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公	市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公	
	共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備	共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。	
	等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとす		
	వ .		
	2 復旧事業計画の概要	2 復旧事業計画の概要	
	公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。	公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。	
	(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	(1)公共土木施設災害復旧事業計画	
	ア河川公共土木施設災害復旧事業計画	ア河川	
	イ 林地荒廃坊止施設災 <u>害復旧事業計画</u>	イが大地で一大大学を表現しています。	
	ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画	ウ道路	
	エ 地すべり防止施設災害復日事業計画	エ 地すべり防止施設	

	11 12 15 15 NAME OF THE PARTY O	(地层灰舌橅) 新旧刈照衣	
頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
P197	オー下水道災害復旧事業計画	才 下水道	道の計画と表記
	カー公園災害復旧事業計画	力 公園	を統一
	(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
	(3) 都市施設災害復旧事業計画	(3)都市施設災害復旧事業計画	
	(4)上水道災害復旧事業計画	(4) 上水道災害復旧事業計画	
		· / — · · — · · — · · · · · · · · · · ·	
	(5) 住宅災害復旧事業計画	(5) 住宅災害復旧事業計画	
	(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画	(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
	(7) 学校教育施設災害復旧事業計画	(7)学校教育施設災害復旧事業計画	
	(8) 社会教育施設災害復旧事業計画	(8) 社会教育施設災害復旧事業計画	
	(9) その他の災害復旧事業計画	(9) その他の災害復旧事業計画	
	()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	(略)	
		M. M. H. M. Maralli I.	N -11 111- 1
	(第5章 第37節から移動)	第2節 被災者援護支援	道の計画の構成
			と合わせるため
		災害時において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のため	の修正
		の被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。	
		1 罹災証明書の交付	
		するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、罹災証明書の交付を行う。	
		(1) 実施責任者	
		<u>へい 天地東は名</u> 罹災証明は、市長(政策推進部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明	
		は、とかち広域消防局長が行う。	
		(2) 罹災証明の対象	
		罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明	
		<u>を行うものとする。</u>	
		(3) 罹災証明書の交付	
		災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請により、遅滞なく交付するものとする。	
		(4)被害家屋の判定基準	
		被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき	
		行なうものとする。	
		判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって	
		対定に当たりでは、原則として「灰音に除る圧象の板音能圧塞中運用打動(内閣内)」にしたかりで 被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影し	
		た住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。	
		(5) 広報	
		罹災証明の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報する	
		<u>ものとする。</u>	
		2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	
		_(1) 被災者台帳の作成	
		ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的か	
		つ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置	
		の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的	
		かつ効率的な実施に努めるものとする。	
		//・/メルデュナム大/旭に分でいるもと/ことでいる。	
			1

頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
	20 17 (18180 1 2 74)	また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよ	道の計画の構成
		う積極的に検討するものとする。	と合わせるため
		イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。	の修正
		① 氏名 ・ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供するこ	
		② 生年月日 とに被災者本人が同意している場合には、その提	
		③ 性別 供先	
		④ 住所又は居所 ② ①の提供先に台帳情報を提供した場合には、その	
		⑤ 住家の被害その他市長が	
		定める種類の被害の状況 (3) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特	
		(3) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す	
		⑥ 援護の実施の状況 る法律(平成25 年法律第27 号)第2条第5項	
		② 要接護者であるときは、 に相定する個人番号を利用する場合には 当該被	
		その旨及び要接護者に該	
		<u>当する事由</u>	
		⑧ 電話番号その他の連絡先	
		⑨ 世帯の構成	
		認める事項	
		⑩ 罹災証明書の交付の状況	
		ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する。 ストレース アイス・アイス アイス アイス・アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス	
		る情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	
		できる。 エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情	
		一	
		(2) 台帳情報の利用及び提供	
		ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定	
		された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。	
		(ア) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意が	
		あるとき、又は本人に提供するとき。	
		(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。	
		(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者	
		に対する接護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。	
		<u>イ</u> 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台	
		帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。	
		(ア) 申請者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務	
		所の所在地) (イ)申請に係る被災者を特定するために必要な情報	
		(イ) 甲請に除る攸次有を特定するにめに必要な胃物 (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲	
		(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用	
		目的	
		(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項	
		ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は	
		申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあ	
		ると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただ	
		し、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別する	
		ための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。	
		, ,	

頁	現 行(令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備考
P201	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第1章第1節で
	第1節 総則	第1節 総則	の修正に伴う修
	1 推進計画の目的	1 推進計画の目的	正
	この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平	この計画は、日本海溝特措法第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災	
	成16年法律第27号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺	対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等	
	海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整	の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項	
	備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な	等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。	
	対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。		
	his a big a graph a Million and the graph an	http://doi.org/10.1001/http://doi.org/10.1001	11.252675.1
P203	第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	北海道電力ネッ
	8 電気、ガス、通信、放送関係	8 電気、ガス、通信、放送関係	トワークの支店
	(1) 電気	(1) 電気	体制の変更
	(町各)	(略)	(R5.4.1) に伴
	イ 指定公共機関である <u>北海道電力株式会社帯広支店</u> が行う措置は、別に定めるところによる。	イ 指定公共機関である北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店が行う措置は、別に定めると	う修正
		ころによる。	
P209	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対	記載の削除
	応に関する事項	応に関する事項	
	1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	
	市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広	市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広	
	市ホームページや帯広市公式 SNS (LINE、Facebook、Twitter)、緊急情報一斉伝達システム等の手段を	市ホームページや帯広市公式SNS、緊急情報一斉伝達システム等の手段を通じて周知を行う。	
	通じて周知を行う。		